

日本政府の新型コロナウイルス感染症対策
(外国人観光客の入国制限の見直し等)

2022年5月30日
在ギリシャ日本国大使館

26日、日本政府は、新たな水際措置(29)により、6月10日から外国人観光客の入国の受け入れを再開する旨発表しました。

1 外国人の新規入国制限の見直し

6月10日午前0時(日本時間)以降、以下1(1)の要件の下、観光目的の短期滞在(3か月)における外国人の新規入国が認められることとなります。

(1) 要件

ア 水際措置(28)に基づく「青」区分の国・地域(ギリシャ該当)から入国する方であること(※日本入国日前14日以内に滞在した国が、「青」区分の国・地域の場合に限ります)。

イ 事前に日本国内の受入責任者からERFS(入国者健康管理システム)申請後に発行される「受付済証」を入手していること。

※当該措置における受入責任者は、旅行代理店等に限るとされています。また、「受付済証」の目的欄には、「観光」と記されている必要があります。

※当該措置の対象となるのは、当面、「添乗員付きのパッケージツアーに限る」とされていますので、ご注意ください。

2 査証申請

(1) 日本への新規入国には、引き続き査証が必要です。なお、ギリシャ国籍の方が当該措置における観光目的の短期滞在査証を申請する場合は、以下の書類が必要となります。

ア 申請書

イ 写真

ウ 有効な旅券

エ 受付済証(※目的欄に「観光」と記されたもの)

(ただし、審査の過程で追加書類が必要となる場合があります。)

(2) 訪日査証のお問い合わせは、以下のビザホットラインでも受付けています。

- ・ JAPAN VISA INFORMATION HOTLINE (24時間/365日)
- ・ 言語: 英語
- ・ 電話番号: (+30) 215-7779826

本件に係る詳細は以下のサイトをご確認ください。

■厚生労働省のサイト

- ・水際対策強化に係る新たな措置（29）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000943168.pdf>

- ・水際対策強化に係る新たな措置（29） Q&A （5月26日時点）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000941306.pdf>

■外務省のサイト

新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

■国際的な人の往来再開による新規入国のための査証（ビザ）の申請

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html

在ギリシャ日本国大使館（領事部）

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911 FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp